

1. 日時 平成 27 年 10 月 26 日（金） 9:30～12:00
  2. 場所 大津合同庁舎 7-B 会議室
  3. 議題 (1) 大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価準備書について  
(2) 滋賀県環境影響評価技術指針の改正について  
( 滋賀県環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて)
  4. 出席委員 市川会長、和田副会長、石森委員、浦部委員、中嶋委員、平山委員、松四委員
  5. 内容 (1) 前回指摘事項に対する説明および質疑応答  
(2) 環境影響評価における放射性物質の取扱いについての説明および質疑応答
- 

**【議事概要】**

**○議題（１）について**

**[事業者が前回指摘事項に対する説明を実施]**

(会長)

はい、ありがとうございました。

盛りだくさんの説明を簡潔にさせていただきました。説明が少し早かったかもしれませんが、今のご説明を踏まえて、委員の皆さまから事業者さんへ質問、ご意見を願います。先に申し訳ないのですが、私から。

先に補足で説明がありましたが、5番の大気質であれば、「大気拡散実験時、非常に力を入れて」という部分になりますが、前回の審査会で意見を申し上げたことに対して、その右側の回答ならびにその左下の補足意見の部分は関係がなく、直接一番右下に行くという、要するに途中の段階でこのような意見交換をした内容が載っているとご理解いただきたい。6番の大気質であれば、「トレーサー実験結果を踏まえてパスキル-ギフォード図の修正をされていることに関して、山から湖のほうに風が流れるときの実験しかしていないのに、湖から山へ行く拡散の予測にも適用していいかどうか。」について、私は「湖から山へ行く実験をしていないから、そこへ適用してはいけない」という意見を述べましたが、それに対して、資料の右のご回答の最後を見ると、「考え方としては、適用することに問題はないが、意見があったので見直します。」と取れてしまう。事業者さんとしては、「問題にすることはないけれども、私が何回も意見を言っているのに、仕方がないからこうする。」のか、

「拡散現象から考えて、問題がある。」と考えるのか。そこは納得していただかないと、「審査委員からの意見に無理やり従っている。」ということにはしてほしくないので、そこはどうかお考えですか。

(事業者)

こちらにつきましては、再度検証した中で、われわれとしても変えていく必要があると考えております。最終の資料としては、当初いただいた意見への回答というかたちに修正させていただきます。

(会長)

分かりました。

(委員)

今回の追加のさまざまな資料について見させていただきました。水質の中でも、特に各部局および資料3の説明会開催結果の質問や意見の中で、雨水排水の安全性に対して、皆さんが危ぐや懸念されている意見が多かったのではないかと感じています。

そのご回答の中でも、資料3の説明会開催の①の9の最後の四角ですが、「下流部での管路が小さいことの対策検討をしてほしい。」について、「関係部局とも協議を行いながら、調整池の検討をする。」となっています。前回の委員の意見や部局意見で南側からの流出を懸念されていますが、「そこへは流れることはなく、仮設の排水路を設けて全て沈殿池に流出する。」という書き方や、仮設の排水路の受ける側のほうも、豪雨に対しても十分流れて、沈殿池のほうに導かれるということ想定されて書かれている内容となっています。しかし、全てに対して、「実行可能な限り」とか、「想定して十分最大限の」という曖昧な言葉です。これらは実施計画になれば具体的に出てきますが、準備書段階では見えにくい点が多く見受けられますので、実際にどのように考えられているかお聞かせ願えればと思います。

(事業者)

まだ具体化する前ではございますが、今、実際に工事を発注する際の仕様書をつくる作業をしております。その中にも、「ここに書いてあるようなことはきちんと配慮するように。」ということ漏らさず記載をしていくことで、担保していきたいと考えております。

このアセスのことだけで終わらせるのではなく、審査会の内容は公開されることとなりますし、評価書として残っていくものですので、この先もきちんと漏らすことなく当然進めてまいりたい。仕様書も今作業を行っていますので、きちんと反映して参りたいと考えております。

(委員)

そうしますと、全てのことが関係部局との協議の中で反映していきたいということで、この準備書の7-6-19に反映してくるのですね。色々な配慮、いわゆる環境保全措置として、「①予測の前提として見込んだ環境保全措置」と「環境保全措置の検討」に追記をされると。例えば、今回の事業者の意見の12であれば、「濁水の低減について配慮をする。」というような書き方に改めると先ほどご説明があったと思いますが、ここの内容と、いただいた意見を見る限り、全て仮設の沈殿池でこのような問題を解決しよう、ハードだけで対応するという印象を強く受けます。確かに、今回のような評価をする場合に、たった1年間の数回の降雨の調査で全てを予測することは非常に難しいことだ、というのは十分に承知しております。ただ、措置を行う場合にハードで全部やっていくとすれば、何かが起こったときにはそれが想定外となってしまうので、ハード面の最大限の担保があるのであれば、ここではもう少しソフト面に対しての担保も記載を追加していただきたいというのが、このような予測の中での配慮ではないかと思います。

まず、この7-6-19の1番の「造成工事期間中は仮設沈砂池を設置する」で、これが一つ書かれていますが、これでは「造成工事期間中に工事が始まって崩していったときには、まだ沈砂池は完成していませんよ。」と取られかねないですね。だから、そういった濁水を防止するために仮設の沈殿池を設置する場合は、ここの前には、「その造成工事に当たり、工事に先立って仮設の沈殿池を設置する」とか、「まず、きちっと他に影響がないようなことをして計画は進めていきます」というような言葉があってもいいのではないかと思います。

あと、2番目は、回避・低減するための仮舗装、鉄板の敷設、仮排水路なども十分に協議を行い、どの程度の降雨強度を最大限と想定されるかここでは見えませんが、最大限のものを想定しつつ、予測できないことがあった場合には、その工事をどのように管理するか、保全措置として「工事を止めて何らかの止水を行う。」といったハードだけで止めないソフト面の担保を追加していただけないかと思います。

(事業者)

まず、2点ご意見をいただきました。1点目は、まず沈砂池を設置するタイミングのところですか。確かにおっしゃるとおり、前段の工事概況のところでは、工事が始まるころでも沈砂池の絵は描かせていただいておりますが、もう少し具体的な時期について追記させていただきます。おっしゃっていただきました「工事に先立って」というところ、きちっと追加をさせていただきたいと考えております。

2点目は、具体的に言いますと、例えば、「想定外の、予測しているSS以上のものになったときにはどうなのか。」ということに記載するのはいかがですか。

(委員)

SSで判断をされるかどうかということは、今回、水質は濁水関係なのでSSで全部沈砂などを見られています、実際にSSの濃度だけで判断をするというものではなくて、下流に対して支障が出るような状況という判断の見極めがありますね。その場合に、「工事を行っている最中にこういうことが起こったのでSSを測ります。SSが超えているので、ではどうしましょう。」というのを部局と話すというのではなくて、「工事の段階で、何か異常な事態が起こった場合には、影響を低減するために速やかに何らかの止水などの措置をしています。」ということ。でも、ここでは「沈砂池で絶対ですよ」という感じで書かれて終わっているように見えるので、そのところをきっちり。他での意見を見る限りでも、この点を皆さんがすごく不安に思われている。これだけ意見が出るのも、最近の気候変動で、色々な部局、住民の方々も心配されているためで、「準備書の段階でもきちんと配慮して、計画へ進めることを担保していますよ。」というところを見せていただきたいと思いません。

(事業者)

了解しました。では、まず、判断のポイントと。そして、その判断のポイントを超えたときにどうするかということをきちっと追記させていただきます。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

その案は次回に出てきますか。

(事業者)

はい。次回の審査会で提起をさせていただきますので、よろしいですか。事前にやりとりもさせていただきます。

(会長)

分かりました。他にいかがでしょうか。

(委員)

準備書の廃棄物の関係のところ、気になる文言が見つかったので申し上げます。7. 13の「廃棄物等」のセクションの全体的な文章の流れですが、その中で、汚泥という言葉がいくつか出てきます。ここで、汚泥という話はおそらく出ていないはずなので、これは不燃物の間違いではないですかというのが、1つ目に気になるところです。

要約版の文章と比較したときに、要約版のほうには、焼却灰、飛灰、不燃物というセッ

トで出ているのに対して、準備書では、汚泥という言葉が出てきていまして、例えば、表の7の13. 2 - 5などに、「廃棄物等の影響の予測内容」ということで予測項目があり「ばいじん、焼却灰、汚泥の処分内容」と書いてあるのに対して、下のほうになると、それに対する予測結果が、「焼却灰、飛灰及び不燃物の量」と書いてあるので、これは汚泥ではなくて、全部不燃物ではないかというのが私の推測の1つ目です。汚泥は、ここだけではなくて、何度か出てきていました。2つ目の汚泥というのが、少し前のページになりますが、表の7の13. 1 - 6、「ばいじん、焼却灰、汚泥の発生量」というキャプションに対して、推計結果が不燃物になっているということで、ひとつご確認いただきたいということが1点目と、あと2つ。

これは法律の用語だと思いますが、ばいじんという言葉と飛灰という言葉が交じっているので、どちらかに統一されたほうがいいかと思います。

あと、焼却灰の定義が私ははっきり思い付かないのですが、焼却灰の中に飛灰があると個人的には認識しています。

(事業者)

汚泥につきましては、これは不燃物の誤りであったと思います。再度確認いたしまして、修正をいたします。ありがとうございます。

もう一点いただきました、飛灰と焼却灰のところ、こちらもおっしゃるとおり、いろいろ表現が交ざって整合が取れていないところがありますので、確認して、また修正をさせていただきます。おっしゃるとおり、確かに焼却灰は直接出てくる主灰と、飛んでくる飛灰と併せて焼却灰という言い方をしているのかとも思いますので、こちらも確認をして修正をさせていただきます。ありがとうございます。

(会長)

汚泥は不燃物の誤りということです。焼却灰と飛灰については確認して訂正することです。よろしいですか。

(委員)

はい、ありがとうございます。もう一点、焼却施設、リサイクル施設が稼働したときのごみの発生量の予測が、一番最後のページ、表の7の13. 2 - 6に推計結果が示されていますが、これは、前のほうの平成25年度の発生量のデータをそのまま持ってこられているように思えますが、それをそのまま持ってこられた理由を上のほうに述べておいてもよいかと思います。

例えば、今後、廃棄物の量は少なくなるかもしれないけれども、安全側を見越して、現状の値を使ったとか、なぜ平成25年度の値をそのまま使われたのかという理由が書いていないので、一言あるといいかと思いました。

(事業者)

7 - 13 - 4 ページのほうをご覧くださいませ。こちらに載せておりますのが、平成32年度の予測の数字です。上に書いておりましたとおり、平成25年度の実績値がありまして、平成32年度のごみ量はごみの計画で示されておりますので、ごみの発生量を踏まえまして、平成32年度の量をこちらで既に予測を行ったものです。

(委員)

分かりました。

(会長)

よろしいですか。では、他はいかがでしょうか。言葉の使い方などが出てきましたが、細かく見ていると、結構各分野であるような気がします。

例えば、大気ですと、7 - 1 - 67 ページにパスキル - ギフォード図があり、縦軸が  $\sigma_y$ 、 $\sigma_z$  と書いてあるのですが、これは66ページを見ると、パスキル - ギフォードの拡散幅は、 $\sigma_{yp}$ 、 $\sigma_{zp}$  ですね。そういう整合の取れていないというか、よく精査して書いていないようなところが結構目立つので、よく見ていただきたいと思います。

おそらく各分野で、私は他の分野のところはあまり見ていませんが、大気分野でも結構ありますので、評価書の作成に当たっては、十分注意していただきたいと思います。

(事業者)

はい、了解しました。ありがとうございます。

(委員)

文化財の件について前回意見を言わせていただいて、整理して訂正していただいて、ありがたく思っております。

景観につきまして、評価書の7 - 12 - 21 ページに、主要眺望点のシミュレーション、フォトモンタージュをされるに当たって、将来のシミュレーション地点を3点選んでいただいております、45番の瀬田の湖岸緑地からのものが省かれてはいますが、例えば、その前の現況の季節の写真が7 - 12 - 16 に出しております。

これを見るとたくさん煙突がありますが、小さく中央に見えている煙突ですね。ここの湖岸緑地からの景観というのは、琵琶湖周りからの景観を考える上では非常に重要な地点だと思います。外した理由としては、21では、利用性が相対的に劣っているということで外されていると思いますが、滋賀県の景観を考える上では、非常に湖岸からの眺めというのは重要なので、今からでも重要眺望点としてモンタージュすることが可能でしたら、ご検討いただいたほうがいいのではないかと。あとの地点は、選ばれているところは、非常

に合理的なところを選ばれていると思いますが、この1点、もしお願いできればという思いがございます。

あと、景観に関しては、今回の資料2の18、19番で、事業者の見解欄の「また、環境保全措置の実施に当たっては」という文言を「評価結果」のところに追記していただくとありますが、7-12-31には入っていません。これは、今後入れていただけるという理解でよいのでしょうか。

(事業者)

お手元に置いてあります準備書は前回置かせていただいたものと同じ様式ですので、評価書では追記させていただきます。

(会長)

これが評価書の段階で追記されるということですね。

(事業者)

はい。

(委員)

分かりました。そうしましたら、7-12-30でも、風致地区とか緑地、色々な指定が掛かっている場所でもありますが、環境保全措置のところ、風致地区だけしか書いていないところや緑地景観だけしか書いていないところがありますので、項目によって、なぜこちらが選ばれているのか分かりませんが、整理し直していただくようお願いします。

あと、すごく細かいところですが、4-79の「史跡・名勝・天然記念物」のところ、茶臼山古墳の距離が北北東約1.2kmと書かれていますが、その後の4-84の4.3-1の一覧表の中の文化財保護法のところには、北約1.1kmと書いてあり整合しないので、どちらかに合わせていただければいいと思います。

(会長)

まず、瀬田湖岸緑地の景観について追加できないかということですが、いかがでしょうか。

(事業者)

準備書の7-12-5ページのところです。各眺望点の概況で書いていまして、今ご指摘の瀬田湖岸緑地については、45番です。その1つ上に44番で、唐橋公園がありますが、計画地からの距離的には、この44と45で見ると、ほぼ同じぐらいの2,500mぐらいの距離で、両方とも区分としては中景域になってきます。

基本的には、各周辺で計画地を眺望できる地点は多数ありますが、考え方としては、近景、中景、あと遠景、そういう区分の中で最もその景観の変化を考える上で代表的な地点とを選定するかたちで進めてきております。

それで、実際44地点と45番、唐橋公園と瀬田湖岸緑地の位置関係は、その1つ前のページの7-12-3ページに、瀬田川の湖岸側のところに44、45と赤丸で示しています。確かに南北方向では少しずれはありますが、実際この両地点からの現況写真を見ますと、その写真については、7-12-15ページが唐橋公園になりまして、その次がご指摘の瀬田湖岸緑地と。真ん中辺にちょっと煙が出ている煙突が見えると思いますが、見え方としてはかなり似ている状況であると思います。

それともう一点、この唐橋公園と瀬田湖岸緑地の一般の方の使われ方というところで、実際私どもが調査のときに現地を歩いています。45番の瀬田湖岸緑地については、実際このポイント自体は琵琶湖の漕艇場になっていまして、ほとんど一般の方で風景を楽しみに来られているような方は見受けられなくて、ボートの練習の方がほとんどだということも踏まえて、この45と44の地点を見比べた中で、2,500m程度の距離にあつて、中景域にあると。利用性の観点でいうと、相対的には44の唐橋公園のほうが、一般市民が来られる頻度が多いところが見られるので、そういう意味で、唐橋公園のほうを代表地点としてフォトモンタージュの作成はしてきております。

それで、この瀬田湖岸緑地というのは眺望点として重要ですよというご指摘をいただいていると思いますし、その点は、瀬田湖岸緑地という全体像から見ると、確かにご指摘のところはあるかと思えます。

ただ、実際、この瀬田湖岸緑地の中で歩き回って、実際に計画地が見えるところがどこかなというのを探しましたが、その結果、よく見やすいのは、このみんな写真を撮っているところです。実際、この場所というのはボートの練習者が多いということで、代表地点としては、44のほうを代表させていただいているところです。

(委員)

ご説明の趣旨はよく理解できますが、眺望点が近いからということで、同じような距離だからというのは、景観を考える上では、あまり説得力のあることではないと思います。

もちろん、44番のところからの景観も重要で、琵琶湖全体で考えたときに、利用者が多い、多くないというのがありますが、琵琶湖からの眺めを保全していくことは非常に重要な観点だと思いますので、想定上で利用者が少ないとかいうことではないと思いますし、滋賀県を代表する景観なので、できれば、こういう公共性が非常に高いところで、琵琶湖の景観と関係するところのシミュレーションしておくべきだと思います。中景、近景1点ずつということではないとは思いますが、要するにアセスなので、ちゃんと評価していたかどうかということは、事業を進める上では非常に重要なステップだと考えますので、もし可能ならばということで結構ですが、ご検討いただければということをお願いいたし



ます。

(会長)

強いご要望ですが、お答えをいただけますでしょうか。

(事業者)

おっしゃっている趣旨は十分理解いたしました。ご意見も踏まえまして、評価書では追記をさせていただきます。ただ、対応イメージが次の審査会に間に合うかどうかはわかりませんが、しっかり評価の上では追記をさせていただきます。

(会長)

どうもありがとうございました。では、この関係はよろしいですか。

(委員)

はい。あとは、もう細かいところですので。

(会長)

整合が取れていないところ。

(事業者)

会長もおっしゃったものと同じ内容と思いますので、きっちりとそれぞれの項目で確認をしてまいりたいと考えております。

(委員)

資料2の13番の動植物の事後調査のところで、「事後調査は実施しない」ということが動植物とも書かれています。それに対して私が、「不確定な要素があるので、そのときにどのような対応するのかを書いたほうがいい。」としたことについて、事業者さんの回答は、「水質の保全も考えているし、発生頻度が少ない。」という考え方が書かれています。これは分かりますが、それを何も訂正しないという感じになっています。準備書の例えば10-14や15の一覧表などに、環境保全措置はしっかりやっていますということは書かれてはいますので、この考え方を含めたかたちで文章を修正されたほうが、こういう考え方でやっているということが皆さんに分かるかと思いますが、いかがですか。

(事業者)

はい、了解いたしました。動植物については、今回の資料2に書かせていただいているような内容が評価書にも、7.9と後ろの一覧表の両方に、読む方が分かるように追記を

させていただきます。

(委員)

お願いします。

(会長)

では、予定の時間は少し残ってはいますが、よろしいでしょうか。

この後、本日のご意見を基に事務局で整理していただいて、次回に最終的な審査意見としてまとめていただくということによろしいと思いますが、多少宿題が残っているところの扱いは、次回までに事業者さんから説明を受けるということによろしいですか。

(事務局)

今いただきました宿題は、事業者さんから、なるべく早い段階でまたお答えいただきまして、分かり次第、先生方にお示しをさせていただきたいと思っております。今、会長からおっしゃっていただいた、回りの最終的な審査会意見にまとめるのに十分な時間の取れるかたちで、なるべく資料はお渡ししたいと思っております。

(会長)

では、事前に委員に配布して、それを見た上で次の委員会に臨んで、審査会意見を取りまとめるということによろしいですね。

(事務局)

はい。

(会長)

はい、分かりました。それでよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(会長)

では、議題の1番の天津市さんの準備書については、これで終了ということによろしいでしょうか。

## ○議題(2)について

(会長)

それでは、2つ目の議題です。環境影響評価における放射性物質の取扱い、「滋賀県環境影響評価技術指針の改正について」ということで、前回から日にちも大分たっていますし、前回ご欠席の方もいらっしゃるかもしれませんので、事務局から再度簡単に概要説明をお願いいたします。その後、委員の皆さまからご意見を伺いたいと思います。

【事務局から「環境影響評価における放射性物質の取扱いについて」説明】

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今のご説明について、質問から受けたほうが良いと思いますので、分からないところがあれば事務局に質問してください。

今は、参考資料ということで国の動きを説明され、資料6はまだ説明していないということですね。

(事務局)

資料6はまだです。

(委員)

前提の確認ですが、この放射性物質に気を付けましょうというのは、原発由来の放射性物質に対してということですね。もともと自然界から存在する放射性物質については規制を設けるという話ではなくて。

(事務局)

法律に関しては、原発事故を想定はしておりますが、事故に限るものではないということで、もし、例えば、自然由来その他の事情で放射性物質の空間線量率が高いところがあれば、対象となりえます。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

曖昧ですが、基本、想定をしているのは事故由来の放射性物質です。自然由来の場合は、ウラン鉱などで塊みたいなのがあるような非常に特殊なケースで、基本は原子力発電所の事故由来です。

(委員)

はい。

(会長)

「開発事業は、滋賀県の場合はない」と言われたのは、原子力発電所の事故で汚染されたところがないから、そういう意味で言われたのですか。

(事務局)

はい。事故由来というのも、現状、避難指示区域はございませんし、その他、モニタリング等で特別に高いところがあるという情報もありませんので、現状の認識としては、造成によって放射性物質が拡散するような状況にはないと考えております。

(会長)

福島辺りで汚染されたバイオマスか何かを持ってきて、それを燃やすときに影響があるのではないかという想定で3つ挙げられたということですね。

(事務局)

はい。供用中に扱おうということ、おっしゃるように、規制のない事故由来の燃料等を持ち込まれて、燃やして濃縮されることを考えております。

(会長)

この後、条例で滋賀県としてどう扱うか説明していただいた後で、もう一度ご意見を伺ったほうがいいと思いますので、資料6を説明していただけますか。

#### 【事務局から資料6 条例の対象要素に含めることの説明】

(委員)

近隣自治体というのは、滋賀県の近隣ということですか。

(事務局)

近畿の府県、アセスの政令市として京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、それから、隣接県として福井県、岐阜県、三重県の14自治体を近隣自治体に挙げさせていただきます。

まず、環境要素に含めることについての説明については、以上でございます。

(会長)

今までの説明で、ご質問を伺いたいと思います。

(委員)

1番の技術指針を改正する場合と2番の「その他」になる場合について、先ほど言われた原発事故を想定した廃棄物と、原子力発電所や廃棄物最終処分場に関してのアセスで使われるとの、どちらの選択肢にしても、同じもので放射性物質についてアセスをするということになりますか。

(事務局)

そこまでは、次の段階でご説明と思っています。

(会長)

では、1ページ2. ①、②でどういうかたちになるか仕上がりを示してください。

**【事務局が2. について説明】**

(会長)

ありがとうございました。

2ページのアンケート結果の表は3月で、大分古いのですが、滋賀県はどうお答えしましたか。近隣自治体の中に滋賀県は含まれていますか。

(事務局)

全国の63の中では「検討中」で回答しています。近隣自治体の中には含めていません。

(会長)

きょうの議論は、技術指針を改正して放射性物質という一項目を明確にするか、技術指針を改正しないで、「その他」の中に含めて、放射性物質を表に出さないかという、そこまで議論すればいいということですか。

(事務局)

さらに次を申し上げると、もし技術指針を改正となった場合には、技術指針の案を示させていただいて、それについてのご検討、ご意見を願いますところ。「その他」で対応することにした場合でも、具体的にどうやっていくのか全く分からない状況では、事業者も困ると思いますので、次回審査会では、どのように予測、評価をしたらいいか、技術指針の改正に相当するものをお示しして議論をお願いできればと思っています。

(会長)

では、きょうのところは技術指針に含めるかどうかの方針を、ここで意見を出せばよろしいということですね。

(事務局)

はい。ご意見をいただきたい。

(会長)

はい。では、いかがですか。

(委員)

前提の質問ですが、滋賀県下で放射性物質を扱われるような事例はどのぐらい想定されているか、これまでの実績として把握されているかをまず一点お教えいただきたい。

(事務局)

条例対象の規模で取扱われるような事業は、過去にはございません。例えば、火力発電所のバイオマスボイラーで2万kw以上というのは事例がなく、廃棄物の焼却施設でも、事故由来のものを滋賀県に持ってきて燃やすという事例は聞いていませんが、可能性はあるということと、明確にするということのメリットがあると考えています。

(委員)

事業者に負担が掛かるので、どれぐらいの必要性があるかという意味でお伺いしたのと、もう一点重要なのは、近隣の府県と違うこととしては、福井に原発があるということに関して、資料6の「1.」のところで、「他府県で実施される事業で関係地域に滋賀県が含まれる場合は、放射性物質に関する意見を出すことが可能となる」というのは、これは放射性物質をアセスの環境要素の中に入れていないと、こういうことができないのか、これはどういう根拠があるか教えていただきたい。

(事務局)

原発については全て、規模にかかわらず、法アセスの対象になりますので、法のスキームにのっとりて意見を出すことにはなりますが、それ以外の、例えば、隣接県でバイオマスボイラーをつくられるなどの場合に、滋賀県として、「放射性物質を使う燃料を取扱うかどうかということを確認にしてください」というような意見を出すことができます。

(委員)

それは滋賀県のアセスの中にこの項目がないと、出せない。

(事務局)

項目がないと、例えば、「その他」で対応するということでは、意見として明確に言うには根拠が少し弱いと思いますので、技術指針に書いてあれば、「滋賀県では、こういう考え方で放射性物質が対象になっているので、それに対する見解を示していただきたい。」と言えることで、強い根拠になると考えます。

(委員)

最後にもう一点。例えば、改正後の3ページの環境要素の「一般環境中」が何を指すのか私にはよく分かりませんが、この項目を増やしたことで、事業者さんにはどのぐらいの負担がプラスアルファとして掛かるかをご説明いただければと思います。

(事務局)

「一般環境中」というのは、実際に使っている施設以外の部分をいいますので、事業地の周辺となります。それを一般環境と法律でも定義されています。あと、実際の事業者の負担については、もし取扱わないのであれば、現況調査での放射性物質の把握は必要になってきますが、現況のデータから空間線量率の高いところがなく、今後燃料として取扱う予定もないということであれば、項目から外して、予測、評価の対象としないということになりますので、その場合は、それほど大きな手間にはならないと思っています。

(委員)

あった場合は、どのぐらいの手間ですか。

(事務局)

あった場合は、現実的には、定性的といえますか、放射性物質については影響を、どのように出ていくのを低減するかということになります。

(会長)

おそらく、環境中の放射線量を測ることは当然必要になってくると思います。

(事務局)

それと、粉じんや水の濁りに伴って、どの程度出ていくとかというのをシミュレーションします。

(会長)

あと、定量的にはおそらく難しいので、環境保全措置でどういう対策をするか。「影響が

ないように対策します」となると思いますが、そういうことをきちんと表に出さないといけない。

(委員)

出さないということを確認して書いていただくことはメリットですね。

(会長)

そうです。

(委員)

ありがとうございました。要するにメリット、デメリットと効果を換算して、どちらがいいのかを考えていくしかないと思いますし、滋賀県としてはこういう態度で臨んでいるということでは何か。

(委員)

よろしいですか。技術指針を改正するかもしれないということですが、そのときに何を書くかという問題が非常に重要です。環境影響評価法で適用除外規定がなくなり、法には、大気質、水質汚濁、それから水質に底質も含む、土壌の汚染、そういうものが想定されているので、技術指針には、それをカバーするかたちで項目が書き出されることが必要ではないかと思いますが、この改正法という資料6の3ページを見ますと、「放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）」と書いてあり、想定がやや狭くなっている気がしますが、これは案であって、もう少し広く一般性を持たせて書かれますか。

(事務局)

3ページに挙げさせていただいたのは、国の主務省令の抜粋になりまして、現実的には、国のほうも粉じんの発生だけでなく、もっとたくさんございます。例えば、参考資料の放射性物質取扱いについてのA3の表の5ページ、こちらは全体の表になりますが、粉じんの発生に伴うものだけでなく、ここには出てきませんが、水の濁りに伴って出ていくものや、土壌の汚染といった項目もございまして、国の主務省令でも、粉じんの発生に伴うもの、水の濁りの発生に伴うもの、建設工事に伴う副産物に関わるものと、全体を網羅するような内容になっています。あと、プラスアルファとして、県としては、濃縮等を経て放射性物質が高くなった場合の保管など、そういうものを全部網羅して、その中から必要なものについて選定していただくようにできればと考えています。

(委員)

アンケート結果について、近隣自治体14個のうち、どこが放射性物質を含めると回答



をしたかは分かりませんか。それぞれの自治体の状況を反映してこういう結果になったと思いますが、例えば、災害廃棄物を受け入れているか、原発や火力発電があるから受けているとか、前向きに検討しているとか。あと、滋賀県のように、基本的には少ないけれども、バイオマス発電で今後生じる話がありうると、そういう皆さんの状況とこの結果がどのように対応しているかが分かればと。

(事務局)

先生がおっしゃるように、各自治体個別の事情までは、明確には確認できていない段階ですが、当面「その他」で対応するという自治体については、現状該当する事業が見込まれないとか、他の全国の状況とか、それから、申請があるかないか、今後事故が起こるかどうかということ、今後、状況を見て検討されるのではないかと聞いております。

ただ、滋賀県としては、早いうちから対応を明確にしていくところがメリットとっております。

(委員)

私も同じような質問ですが、琵琶湖の下流に位置する自治体、京都市や大阪市などがどういう対応かなど。やはり滋賀県は琵琶湖の集水地を抱えていますので、万が一そこが汚染されたらというのは、下流は気にしていると思います。例えば、下流のほうで非常に厳しいものを考えているようで、滋賀が甘かったら、「何を考えているのか」と言われることになるかと思いました。

(事務局)

基本的には、近隣のところでもお示しさせていただいたように、当面「その他」、あるいは、「対象としない」ということですので、滋賀県が、どちらかという、先行して「検討している」という状況にあります。

これはアンケートに加えて一部担当者からの聞き取り状況ですが、3番のアンケートの1番、「条例の対象とする」とお答えいただいたところは、予定を含め6自治体で、「対象としない」とお答えいただいたのは、3つになります。「検討中」は、2自治体です。下の2番に行きまして、「対象とする」とお答えいただいた6つの自治体のうち、「当面改正せずに、『その他』で対象としていく」とお答えいただいたのが2自治体で、「現在『検討中』で、当面『その他』で対応する」とお答えいただいたのは、3自治体という状況になります。

(会長)

どうでしょうか。滋賀県さんとしては、技術指針を改正して、放射性物質を環境要素に明確に位置付ける方針と考えてよろしいですか。

(事務局)

はい。位置付けるのであれば、技術指針にも入れていくことはメリットが大きいと考えております。

(会長)

そういうことであれば、特に反対意見はないかとは思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

技術指針を改正して明記するという方針と、技術指針を改正せず「その他」の環境要素で対応するという、それぞれの選択についての意図や理由をもう少し明確にしていきたい。

(事務局)

資料6の1ページの下の表をご覧くださいと、①の場合、技術指針を改正すれば、放射性物質が環境要素に含まれるということと、調査、予測、評価等が明確になります。

②の「その他」で対応する場合は、条例には載ってこないのので、一般に条例等を確認いただく限りでは、放射性物質が対象か分からないことになります。

②のケースであれば、実際に必要になったときに知事意見等で、放射性物質に関する「検討してください」という意見を付けて、もしくは、事業者とのやりとりの中で対応していただくという後出しのようなかたちになってしまうという若干のデメリットがありますが、②の「その他」で対応する場合は、近畿周辺での自治体と同じような対応になる状況です。

(委員)

事業者さんの負担という点では、どうでしょうか。

(事務局)

事業者さんの負担としては、結果的に対象として対応していただくことは同じですが、明確にしていると、あらかじめ予測、評価が必要ということを知っていただけたところはメリットの一つと考えています。

(委員)

そうすると、トータルとしては、技術指針を改正して、きちんと放射性物質を環境影響評価の要素にしたほうがメリットは大きいと考えているのですね。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(会長)

ただ、実質は、この環境省の技術ガイドで、避難指示区域での事業というのを目安にしているのですが、まず、そういう事業がないですね。

(委員)

現状が変わらなければ考えられないわけですね。

(会長)

ただ、アセスの図書をつくるときに、1項目調べて、そういうところではないということとを明記しないといけないので、その意義はやはり大きいと思います。

(委員)

そうですね。ただ、過去にもありましたように、ひょんなところから出てきてしまうということが考えられなくはない。

(会長)

その検討をするために1項目入っているのは、決して悪くはないと。

(委員)

そうですね。それはメリットといえばメリットです。

(委員)

技術指針に書かれるという方針で、それは一番いいことと思いますが、例えば、近隣の自治体よりは少しグレードが上がってくるので、滋賀県としてどう考えるのか、どういうメリットがあるから、こういうものを入れているのかということをきちっと説明できなければいけないと思います。説得力のあるメリットとデメリットの両方を挙げつつ、文章化なり、態度を示すことがむしろ重要だと思いますので、庁内で、これまでの現状や、これからの未来の予測を含めて書いていただければと思います。

(会長)

技術指針改定に当たってという、前文などをきちんと作成していただくということ。

(事務局)

その前文は、必ずしっかりとつくらせていただいて、県としての考え方はよく分かって

いただけるようにしたいと思います。

(委員)

先ほど〇〇委員からあったように、やはり水がめであって、それがずっと京都、大阪湾と流れていくので、そういった水利用や滋賀県の近隣における位置付けみたいなものも、県内のことだけではなくてきちっと押さえていただいて、広い意味で滋賀県として環境を守っていかなければいけないということを書いていただければありがたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

他にいかがですか。よろしいですか。

では、資料6の1ページの「①技術指針を改正し、環境要素に放射性物質を明記する」という方針で今後作業を進めていくということで、委員会としては同意します。

次回に、資料6の3ページの下にあるような内容の案を出していただくということですね。

(事務局)

はい。技術指針の具体的な案というものを事務局から示させていただきたいと考えております。

(会長)

入れる場所ですが、4ページの上に別表1がありますね、滋賀県の表の最後に入れられるのですか。

(事務局)

最後になるのか、文化財の前になるのか、そこはまだ詳細には検討していないところ。

(会長)

個人的には、文化財の前のほうがいいように思います。

(事務局)

一応想定では、この文化財と温室効果ガスの間を考えております。

(会長)

では、次回、今言った4ページの上の別表1の仕上がりと、3ページの下の調査、予測の手法が案として出てきますが、今日のうちにご意見等を事務局に言っておけば、それを勘案して案を作成していただくということになります。いかがでしょうか。

これについては、今日ご欠席の委員の方も含めて、意見は11月2日までになると思うので、今日出席の方も含めて、後で構わないので意見を言っていただくということによろしいですか。

(事務局)

はい。資料をご欠席の委員にもお送りしたときに、「ご意見等については、11月2日まで」ということでお願いしております。

(会長)

ということで、次回に技術指針への含め方の案を出していただくということにいたします。

【終了】